

建設工事検査技術基準

(目的)

第1条 この基準は、上田市が発注する建設工事における請負契約の適正な履行を確保するため、上田市建設工事検査要綱第8条に基づき建設工事検査の技術基準を定めるものである。

(検査の内容)

第2条 検査の内容は、次の項目とする。

(1) 工事の出来形、品質及び出来ばえの検査

(2) 工事の実施状況の検査

(実地検査の原則)

第3条 検査は、実地において行うことを原則とする。ただし、特別な理由により実地において検査できない場合はこの限りでない。

(出来形、品質及び出来ばえの検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理の記録(写真等の記録を含む。)について、設計図書で定める規格及び上田市が定める規格値と対比して、出来形の適否を判断する。

2 品質の検査は、品質、規格、性能及び品質管理の記録(写真等の記録を含む。)について、設計図書で定める規格及び上田市が定める規格値と対比し、又は必要に応じて試験等を行い、品質の適否を判断する。

3 出来形及び品質の適否の判断において必要な場合には、契約書第31条第2項の定めるところにより、工事目的物を最小限破壊して検査を行うものとする。

4 出来ばえの検査については、仕上げ面、とおり、すりつけなどの程度及び全体的な外観について、目視、観察による他、不可視部分についても施工管理記録等から出来ばえの程度を判断する。

(工事の実施状況の検査)

第5条 工事の実施状況の検査は、契約書等の履行状況、建設業法等の法令遵守、施工計画とその実施について、適正な施工が行われたかを検査する。

(施工管理基準)

第6条 施工管理の構成は、工程管理、出来形管理、品質管理であり、各々の管理基準は、国及び長野県の所管する部局並びに団体等の基準を準用するものとし、次に示すとおりとする。

(1) 土木工事の施工管理基準は、「長野県土木工事共通仕様書(長野県建設部)」、「長野県土木工事施工管理基準(長野県建設部)」、「長野県農政部土木工事共通仕様書(長野県農政部)」及び「土木工事施工管理基準(長野県農政部)」に

掲げる基準によるものとする。

- (2) 建築工事の施工管理基準は、国土交通省が定める「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「公共住宅建築工事標準仕様書」、「建築物解体工事標準仕様書」及び「木造建築工事標準仕様書」に掲げる基準によるものとする。
- (3) 下水道工事の施工管理基準は、(1) 土木工事及び(2) 建築工事の施工管理基準のほか、「社団法人日本下水道協会」及び「地方共同法人日本下水道事業団」の標準仕様書等に掲げる基準によるものとする。
- (4) 上水道工事の施工管理基準は、(1) 土木工事及び(2) 建築工事の施工管理基準のほか、「社団法人日本水道協会」及び「上田市上下水道局上水道課」の標準仕様書等に掲げる基準によるものとする。

附 則

この基準は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。